

今月の納税

固定資産税……………第2期  
国民健康保険税  
介護保険料……………第1期  
後期高齢者医療保険料

納期限8月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

8月1日から新しくなります  
後期高齢者医療被保険者証

保健医療機関で提示する  
【後期高齢者医療被保険者証】  
が新しくなります。

青色の新しい被保険者証を  
7月中に郵送します。

8月以降は、今までの茶色  
の被保険者証は使えません。

医療費の自己負担割合

平成29年7月末までの自己  
負担割合は同一世帯の被保険  
者の平成28年度の住民税課税  
所得により判定されます。

◇住民税課税所得

145万円以上 3割負担  
145万円未満 1割負担

※ただし、3割負担に該当す  
る人でも、平成27年中の収入  
額が次のいずれかに該当する  
ときは申請により1割負担と  
なります。

- ①被保険者が同一世帯に一人  
で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に二人  
以上で、収入額合計が520万  
円未満

限度額適用・  
標準負担額減額認定証

③同一世帯に70〜74歳の人が  
いる場合、その人と被保険者の  
収入額合計が520万円未満

住民税非課税世帯の被保険  
者は医療機関の窓口で「限度  
額適用・標準負担額減額認定  
証」を提示すると医療費の窓  
口負担や入院時の食事代など  
の自己負担額が軽減されま  
す。

現在お持ちの認定証の有効  
期限は、平成28年7月31日  
です。引き続き軽減を受けるた  
めには、8月中に新しい認定  
証の交付申請手続きをしてく  
ださい。

※なお、以下の2つの条件に  
該当する人については、申請  
手続きを省略できます。(8月  
1日から使用できる認定証を  
被保険者証に同封します。)

- ①前年度に限度額適用・標準  
負担額減額認定証の交付を受  
け現在も該当する人
- ②平成28年度も引き続き住民  
税非課税世帯に該当する人

短期被保険者証について

通常、被保険者証の更新期  
間は一年間ですが、保険料の  
滞納状況により、通常より有  
効期間の短い被保険者証を交  
付する場合があります。さら  
に、特別な理由がないのに納  
付状況が改善しないときは、  
医療費がいったん全額負担に  
なる「資格証明書」を交付する  
場合があります。

臓器提供意思表示欄に  
ついて

被保険者証裏面に臓器提供  
意思表示欄を設けています。

臓器提供意思表示欄に記入  
(任意)することで、提供意思  
を表示できます。

なお、臓器提供意思表示欄  
への記入は任意です。必ず記  
入しなければならないもので  
はありません。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室  
☎ 26・2249(直通)  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
☎ 027・256・7125

南雲吉雄氏に

旭日双光章



春の叙勲で南雲吉雄氏に旭  
日双光章が授与されました。  
南雲氏は、吉岡町議会議員  
として平成3年4月から平成  
27年4月まで6期24年にわた  
り在職され、この間議長など  
の要職を歴任されました。町  
の発展と地方自治に尽力した  
功労が称えられ、今回の叙勲  
となりました。

南雲氏は、「地域の人たちの  
応援のおかげで、町の発展す  
る時期に多くの事業に関わる  
ことができて幸せだった。」と  
地域の皆さまに感謝していま  
した。



28年度

国民年金保険料「月額16,260円」  
免除申請受付が始まりました



経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

※申請は毎年必要になりません。

※平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

※平成28年7月より、納付猶予制度の対象者が30歳未満から50歳未満へ拡大になりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している人は、一度、ご相談ください。

保険料は、金融機関・郵便局・コンビニで納付できます。また、クレジットカードやインターネットを利用しての納付や便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

保険料を未納のまま放置すると、督促状が送付され、さらに指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある人の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

▼相談・問合せ先

渋川年金事務所 国民年金課

☎22・1607

健康福祉課 保険室

☎26・2249（直通）

実証実験のイメージ



実証実験では、上記イメージのような共同利用（相乗り）を推奨しており、これにより一層お得にタクシーを利用することが可能になります。

お出かけ機会を支援します

相乗り推奨タクシー運賃等助成実証実験中



町では、お年寄りや運転免許証をお持ちでない人がタクシーを利用する際に支払う運賃などの一部を助成することにより、地域の公共交通手段の一つであるタクシーが交通弱者対策に活用できるかどうか実証実験します。

▼対象者 町に住民登録があり、申請時において次の条件のいずれかに該当する人

①年齢満75歳以上の人

②年齢満19歳以上で運転免許証をお持ちでない人

▼利用助成券 1カ月に4枚使用可能な利用助成券（1枚500円相当）を3カ月分一

括交付します（1回の乗車につき1人1枚まで使用可能）。

▼利用方法 事前に申請し、利用助成券の交付を受けてください。申請用紙は総務政策課政策室で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

▼実証実験期間 平成28年7月1日（金）～平成29年3月31日（金）

▼その他

実証実験の検証にあたり、利用者の方には報告書（アンケート）の提出を依頼します。

▼申請・問合せ先

総務政策課 政策室

☎26・2241（直通）

## 福祉医療費制度

保険医療費の自己負担分を助成

「子ども」「重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）」「母子・父子家庭等」を対象に、保険医療費の自己負担分を助成します。

県内の医療機関を受診する場合、健康保険証と一緒に「福祉医療費受給資格者証」を提示すると、自己負担が無料になります。対象者および申請に必要なものは、左記の表（福祉医療費制度の概要）のとおりです。

福祉医療費制度の対象者(自己負担が無料になります)	
子ども	0歳～中学校3年生まで
重度心身障害者 (高齢重度障害者含む)	障害年金1級
	身体障害者手帳1・2・3級 ※3級は入院のみ
	療育手帳A判定
	特別児童扶養手当1級
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療適用者 ※精神通院のみ
母子・父子家庭等 (事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません)	所得税非課税者で、下記該当の人 ・18歳未満の児童を扶養している母子 ・父子家庭 ・18歳未満の父母のいない子 (※18歳未満とは、18歳に達する日以後最初の3月31日まで)

**母子・父子家庭の皆さまへ  
更新手続きを忘れずに!**

「母子・父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付します。7月29日(金)までに申請してください。

現在該当の人には、7月中旬に通知を発送します。

▼**受給者証の有効期間**  
8月1日～平成29年7月31日  
(※平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの子どもは、29年3月31日まで)



## 緊急時の電話相談先 ☎#8000 群馬こども緊急相談

子どもの具合が悪くなったとき、保健師や看護師が電話で相談に応じます。

時間 月～土……………午後6時～翌朝8時  
年末年始・日・祝……………午前8時～翌朝8時

ダイヤル回線、IP電話からは☎03-5524-8135  
※通話料は有料

▼申請に必要なもの  
健康保険証、印鑑

その他必要に応じて次の書類  
※1月1日以降に吉岡町へ転入した人は平成28年度の所得の証明書(平成27年中の所得と控除がわかるもの)

※本籍地が町外の人は戸籍謄本

中学生までの医療費無料化制度は、社会全体で子どもを支えるため、皆さまの税金でまかなわれています。将来にわたり維持していくために、適正な利用をお願いします。

▼**問合せ先**  
健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)

## 特別弔慰金が 支給されます

▼**国債の名称** 第10回特別弔慰金国庫債券「い」号

▼**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

▼**対象者** 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人  
②戦没者などの子

③戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、平成27年4月1日現在で氏が変わっている人は除きます)

④右記③以外の父母、孫、祖母、兄弟姉妹

⑤右記①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限ります)

▼**請求期限**

平成30年4月2日(日)

▼**請求手続き先・問合せ先**

町民生活課 町民サービス室

☎26・2244(直通)